



2025年2月12日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

**(経過事項の報告) Group Lease PCLに対する会社更生法適用申請の
控訴棄却に関するお知らせ (勝訴)**

当社が、2023年7月11日付開示「J Trust Asia がGroup Lease PCLに対して再度会社更生手続を申請」及び2024年3月27日付開示「Group Lease PCLに対する会社更生法適用申請の 棄却に関するお知らせ (勝訴)」においてお知らせのとおり、当社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下、「G L」)に対して提起された会社更生申立訴訟が棄却された旨をご報告させていただいておりました。

2025年2月10日、本件の控訴について特別事件控訴裁判所 (CASC) にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けましたのでお知らせします。

J Trust Asiaは根拠もなく会社更生法の適用申請を繰り返しており、このたびの棄却に関しても当然のことと当社は考えております。不当な行いにより被った損害に対してG Lは補償を追求しており、引き続き当社としても積極的に支援してまいります。

以下はG Lが開示した内容を日本語に翻訳してお知らせします。本件に関してより詳しい情報がありましたらまたお知らせいたします。

(以下GLによる開示内容の日本語訳)

参照番号 : GL 02/2025

2025年2月10日

件名 : Group Lease Public Company Limitedに対する会社更生申立ての控訴審結果に関するお知らせ

宛先 : タイ証券取引所 社長

参考文献 1. 当社からのタイ証券取引所社長宛書簡

GL 07/2024 Group Lease Public Company Limited の会社更生申立ての結果に関するお知らせ (2024年3月28日付)

Group Lease Public Company Limited (以下「当社」とします) が2023年7月10日にタイ証券取引所に開示しておりましたとおり、J Trust Asia Pte Ltd (以下「JTA」) は2023年6月30日に当社に対する事業再生の申立書を中央破産裁判所に提出しており (Black Case No ForFor. 21/2566)、裁判所は、同申立てを受理、審議日程を決定した後、2024年3月27日に申立てを棄却しておりました。

当社は、本日 (2025年2月10日)、中央破産裁判所により、本件の控訴申立てを審議した特別事件控訴裁判所 (CASC) の決定について通知を受けたことをお知らせします。CASCは、JTAが当社に対して行った会社更生申立てを棄却した中央破産裁判所の第一審判決を支持いたしました。

当社とその経営陣は、当社のすべてのステークホルダーの利益のために、JTAとその関連グループによって不当に引き起こされた数々の訴訟に勝利するべく、今後も全力で取り組んでまいります。以上謹んでご報告申し上げます。

以上